

職員の自己啓発等休業に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年6月26日

徳島県人事委員会委員長 石 本 寛 子

職員の自己啓発等休業に関する規則の一部を改正する規則

職員の自己啓発等休業に関する規則（規則7-7）の一部を次のように改正する。

別記様式の注の3中「シニア海外ボランティア」を「シニア海外協力隊」に改める。

附 則

この規則は、令和8年7月1日から施行する。